

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎 (内線 2899)
救助係長 吉田 卓郎 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(夜間直通) 03-3595-2614

平成21年8月10日(12:00)

平成21年台風第9号による被害にかかる災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

平成21年台風第9号による被害により、兵庫県佐用郡佐用町において住家に多数の被害が生じたため、兵庫県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害 (人)			住家被害 (世帯)					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	
【兵庫県】 佐用郡佐用町 (さようぐんさようちょう)	8月9日	3	6			2	210	184		10日6:00現在

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置
- ・炊出しその他による食品の給与 等